佐野市都市計画道路整備検証業務委託実施要領（案）

１　適用範囲

本実施要領は佐野市（以下「発注者」という。）が実施する「佐野市都市計画道路整備検証業務委託」（以下「本業務」という。）に関し、受注者が遵守しなければならない主な仕様を定めるものである。

２　業務履行期限

本業務の履行期限は、契約締結日から令和７年３月 10 日（月）までとする。

※本業務は、３ヶ年の全体業務のうち、初年度の業務委託である。

次年度以降は、初年度に契約した者と随意契約を予定しているが、予算措置状況や履行状況等を勘案し、更新しない場合がある。

３　業務目的

本業務は、都市計画決定から長期未整備となっている都市計画道路について、現在の社会経済情勢や地域整備の方向性等を踏まえ、必要性や事業の実現性、配置、規模等の検証及び評価を実施し、本市の目指すべき都市の再構築に向けた効率的で効果的な都市計画道路の整備を進めるための指針の策定を行うことを目的とする。

４　準拠する法令等

本業務は、本実施要領、契約書、設計書による他、次の法令及び諸規定等に準拠して実施するものとする。

（１）　本業務に関する本市及び関係自治体の関連計画など
（２）　道路構造令の解説と運用（令和３年３月）
（３）　佐野市市道の構造の技術的基準に関する条例
（４）　県道の構造の技術的基準を定める条例
（５）　栃木県業務委託共通仕様書（令和２年度版）
（６）　その他関係法令、通達など

５　主任技術者並びに照査技術者の選任等

（１）　受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、主任技術者、照査技術者及び主担当技術者を配置するものとし、各資格実績証明書とあわせて、技術的と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものとする。
（２）　主任技術者と照査技術者は兼務することができないものとする。
（３）　主任技術者と照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画、または建設－道路））、又は技術士（建設部門（都市及び地方計画、または道路））の資格を有する者を配置するものとする。

６　貸与資料等

本業務にあたり、発注者は受注者に必要な資料を貸与するものとする。受注者は貸与資料の受け渡し時に借用書等を提出し所在を明らかにするとともに、資料の汚損・亡失等の無いように厳密な管理を行うものとする。また、本業務完了後は発注者に速やかに返納するものとする。

７　質疑及び協議

受注者は、本実施要領に疑義が生じた場合、本実施要領により難い事由が生じた場合、あるいは本実施要領に記載のない細部については、速やかに発注者監督員と協議し解決を図るものとする。

８　工程管理

受注者は、作業実施計画書及び作業工程表に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。

９　成果品の瑕疵

受注者は、業務完了後、受注者の過失または粗漏に起因する成果品の不良箇所等が発見された場合は、発注者が必要と認める訂正、補足及びその他の必要な作業を速やかに受注者の負担において実施しなければならない。

10　成果品の帰属

本業務において作成された全ての成果品の所有権及び著作権等の諸権利については、納入された時点で全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならないものとする。

11　業務内容

【令和6年度】

1. 計画準備

（１）業務計画書作成

本業務の目的・主旨を把握したうえで、本業務を効率的に実施するために、作業実施体制を立案するとともに、栃木県業務委託共通仕様書第 1112 条に基づき業務計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

2. 背景と目的整理

次の事項について整理を行う。

（１）背景と目的
（２）国、市の動き等

3. 佐野市の現況整理

次の事項について、本業務と関連性がある計画策定等で使用できるように取り纏めを行う。

（１）位置・地勢、自然環境
（１）本市のまちづくりの変遷
（２）関連計画の整理
（３）社会・経済状況の推移
（４）人口の推移及び将来推計人口
（５）土地利用及び産業の推移
（７）都市計画の指定状況
（８）市内の主な開発計画

4. 佐野市の道路整理

（１）路線ごとの上位計画の位置付及び道路区分（広域幹線道路、幹線道路、補助幹線道路、生活道路等）整理
（２）道路網の道路交通特性の把握及び推移分析
（交通センサス、交通関連ビックデータを活用して道路利用実態（利用者（自動車・自転車・歩行者）、トリップ長等）整理）
※交通関連ビックデータのうち道路プローブ情報（ＥＴＣ2.0）は、発注者から受注者へ貸与して分析を行い、受注者から関連業務受託者へ情報提供を行うことを想定している。
その他の交通関連ビックデータは、関連業務受託者からの情報提供を想定しており、調査・分析にあたっては、関連業務受託者と情報共有しながら整理を行う。
（３）市内の道路整備状況整理（道路規格ごと）

5. 内部委員会及び外部協議会運営補助

（1）内部委員会、協議会の資料作成及び議事録の作成を行う（各２回開催想定)。

6. 協議･打合せ

（1）本業務を進める上で、協議打合せを行う（当初、中間（３回)、最終　計５回想定)。

7. 報告書作成

（1）本業務の成果として、栃木県業務委託共通仕様書第 1210 条に準じて、次のとおり取り纏めた報告書を作成するものとする。

・報告書（Ａ４判）　　２冊（オリジナルデータ含む)

・概要版（Ａ３版：１枚程度)（オリジナルデータ含む)

【令和7年度(予定)】

1. 計画準備

（1）業務計画書作成

本業務の目的・主旨を把握したうえで、本業務を効率的に実施するために、作業実施体制を立案するとともに、栃木県業務委託共通仕様書第 1112 条に基づき業務計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

2. 佐野市の都市計画道路整理

（1）都市計画道路の計画状況（幹線街路区分、路線型用途地域指定、都計法第 53 条制限許可）及び整備状況（概成済路線整備経緯、先行取得用地）の整理

（2）都市計画道路の決定経緯と変遷整理（Ｒ６年度３. 佐野市の現況整理とリンクさせる）

（3）今後の都市計画道路の整備の課題とあり方検討

・未整備箇所を整備した場合の概算事業費算出（過去実績等より算出)

・現在の道路事業予算規模で整備した場合、何年で未整備箇所が整備できるか算出（20 年、50 年で整備した場合も単年度予算算出)

・道路構造令等を踏まえた標準断面構成作成（沿道条件、道路規格ごとに作成)

（4）都市計画道路の土地利用制限並びに都市計画道路事業について

3. 都市計画道路の見直し検証

「栃木県都市計画道路検証の基本指針（案）平成 19 年３月」、「都市計画道路の見直しの手引き（総論）平成 29 年７月、（各論編）平成 30 年８月　国土交通省策定」、前年度報告書等に基づきながら第１段階から第４段階の見直し検証を行う。

（1）第１段階：検証対象路線の選定

都市計画道路のうち計画決定当初から 30 年以上経過した未整備区間を有する幹線街路を「検証対象路線」として選定する。

その他、都市の将来像や施策等における政策の転換等、計画当初の目的、効果が明らかに変化したと認める場合等の未着手路線は都市計画決定からの期間を問わず対象に含めるものとする。

（2）第２段階：見直し候補路線の選定

第１段階で抽出した「検証対象路線」について、計画時点からの社会状況の変化に伴う路線の必要性の変化の有無を検証※1し、そのまま存続させるか、次の「見直し候補路線」とするかを選定する。「存続路線」と選別された路線は、路線がどのような機能を持ち、地域に寄与するのかについて再確認（道路の基本的な機能である交通・空間・市街地形成機能や道路区分による機能）し、存続する理由を明確にする。なお、道路構造令に基づく縦横断の検証を行い、実現性に課題がある場合は、第３段階に進むこと。

※１　検証項目：①まちづくりの将来像、②関連事業の動向、③周辺道路等の整備状況、④法令等の改正、⑤都市化の状況、⑥その他

（３）第３段階：見直し対象路線の選定

第２段階で選定された「見直し候補路線」について、必要性と実現性の面で対象路線の評価を行った上で必要性の変化の実態及び実現化を困難にしている課題についてその要因ごとに十分な精査を行い、それに基づき「見直し対象路線」として「廃止対象とする路線（廃止対象路線）」と「変更対象とする路線（変更対象路線）」に選別する。

必要性※2及び実現性※3評価指標は、栃木県指針を基本とするが、国の手引きも参考にしながら検討すること。

ここで「廃止対象路線」と「変更対象路線」とならなかった路線については、第２段階で選別された「存続路線」と同様の作業を行う。

また、第２次都市計画マスタープランに記載している構想路線（南部幹線、南部道路、西部幹線(補助路線含む)）について、「見直し対象路線」として扱い選別を行う。

※２　必要性評価指標：（１）土地利用、まちづくり、上位計画・関連計画等の観点の指標①～④、（２）他事業等との整合性の観点の指標⑤～⑦、（３）道路計画、交通計画上の観点の指標⑧～⑩、（４）防災上の観点の指標⑪⑫、（５）空間機能の観点の指標⑬、（６）その他の観点の指標⑭

※３　実現性評価指標：（１）物理的・地形的な制約の観点①②、（２）歴史的資源の保全の観点③、（３）環境保全の観点④、（４）街並みやコミュニティの保全の観点⑤⑥、（５）その他⑦

（４）第４段階：廃止路線、変更路線の選定

第３段階で「見直し対象路線」に選定された路線について、当該都市計画道路の要求される機能や役割を踏まえ、変更案の立案※4を行う。また、廃止した場合又は変更した場合において、現行の上位計画、関連計画、他事業等との整合性の面から総合的な評価※5を行うとともに、道路網としての交通需要面から見た定量的な検証(交通量推計(現況・将来))を行い、道路網への影響の確認を行う。また、交通量推計値の精度を上げるために交通量調査等の検討を行い実施する。

最終的に廃止路線、変更路線を判定し、その変更（廃止）理由の合理的な説明のための整理を行うものとする。

※４　変更案の立案：延長は、13 路線（約８㎞（県決定路線、事業中路線、見直し対象路線（廃止）は含まず））を想定（見直し検証結果により、路線数・路線延長の変更あり）しており、うち２路線は駅前広場検討が含まれている。

※５　総合的な評価：１.上位計画・関連計画や各種法令等との整合性の評価、２.道路計画、交通計画との整合性の評価、３.他事業等との整合性・一体性の評価、４.防災、環境面等での整合性の評価、５.その他の観点からの評価

（５）住民合意形成

見直し検証の中で、地域住民等への調整（住民意見調査や情報提供・意見把握）を行う。

4. 内部委員会及び外部協議会運営補助

（１）内部委員会、協議会の資料作成及び議事録の作成を行う（各２回開催想定)。

5. 協議･打合せ

（１）本業務を進める上で、協議打合せを行う（当初、中間（３回)、最終　計５回想定)。

6. 報告書作成

（１）本業務の成果として、栃木県業務委託共通仕様書第 1210 条並びに第 1211 条に準じて、次のとおり取り纏めた報告書を作成するものとする。

・報告書（Ａ４判）　　２冊（オリジナルデータ含む）
・概要版（Ａ３版：２枚程度）※前年度成果含む（オリジナルデータ含む）

【令和8年度（予定）】

1. 計画準備

（１）業務計画書作成

本業務の目的・主旨を把握したうえで、本業務を効率的に実施するために、作業実施体制を立案するとともに、栃木県業務委託共通仕様書第 1112 条に基づき業務計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

2. 住民説明会業務

（１）説明会資料作成

前年度、前々年度報告書を基に、住民説明会資料の作成を行う。

（２）説明会補助業務

佐野（中央、東部、西部）・田沼・葛生地区でそれぞれ１回説明会を開催する際の補助業務を行う。

3. 都市計画道路変更（案）資料作成

（１）住民説明会を踏まえた都市計画道路変更（案）資料作成

・変更路線：前年度までの成果を基に、都市計画変更に必要な図書※（関連事業者説明資料含む）の作成を行う。

※都市計画変更図書の延長（県決定路線、事業中路線、見直し対象路線（廃止）は含まず）は、13 路線（約８㎞）を想定（見直し検証結果により、路線数・路線延長の変更あり）しており、うち２路線は駅前広場検討が含まれている。

・廃止路線：前年度までの成果を基に、都市計画変更（廃止）に必要な図書の作成を行う。

4. 内部委員会及び外部協議会運営補助

（１）内部委員会、協議会の資料作成及び議事録の作成を行う（各２回開催想定）。

5. 協議・打合せ

（１）本業務を進める上で、協議打合せを行う。（当初、中間（３回）、最終　計５回想定）。

6. 報告書作成

（１）本業務の成果として、栃木県業務委託共通仕様書第 1210 条並びに第 1211 条に準じて、次のとおり取り纏めた報告書を作成するものとする。

・報告書（Ａ４判）　　２冊（オリジナルデータ含む）
・概要版（Ａ３版：２枚程度）※前年度、前々年度成果含む（オリジナルデータ含む）